

令和5年第4回市議会定例会議案

足 利 市

番 号	件 名	ページ
議案第 4 9 号	工事請負契約について	4
議案第 5 0 号	工事請負契約の変更について	5
議案第 5 1 号	工事請負契約の変更について	6
議案第 5 2 号	令和 5 年度足利市一般会計補正予算（第 4 号）について	7
議案第 5 3 号	足利市火災予防条例の改正について	9
議案第 5 4 号	令和 5 年度足利市介護保険特別会計（保険事業勘定） 補正予算（第 1 号）について	1 3
議案第 5 5 号	足利市斎場条例の制定について	1 5
議案第 5 6 号	令和 4 年度足利市一般会計決算について	2 1
議案第 5 7 号	令和 4 年度足利市介護保険特別会計（保険事業勘定） 決算について	2 2
議案第 5 8 号	令和 4 年度足利市国民健康保険特別会計（事業勘定） 決算について	2 3
議案第 5 9 号	令和 4 年度足利市後期高齢者医療特別会計決算について	2 4
議案第 6 0 号	令和 4 年度足利市太陽光発電事業特別会計決算について	2 5
議案第 6 1 号	令和 4 年度足利市（仮称）あがた駅北産業団地開発事業 特別会計決算について	2 6
議案第 6 2 号	令和 4 年度足利市水道事業会計利益の処分及び決算に ついて	2 7
議案第 6 3 号	令和 4 年度足利市工業用水道事業会計利益の処分及び 決算について	2 8
議案第 6 4 号	令和 4 年度足利市下水道事業会計利益の処分及び決算に ついて	2 9

報告第13号	市長専決処分事項報告について	30
報告第14号	令和4年度足利市土地開発公社の経営状況を説明する書類について	32
報告第15号	令和4年度公益財団法人足利しみどりと文化・スポーツ財団の経営状況を説明する書類について	33
報告第16号	令和4年度公益財団法人足利市民文化財団の経営状況を説明する書類について	34
報告第17号	令和4年度公益財団法人栃木県南地域地場産業振興センターの経営状況を説明する書類について	35

工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和5年8月30日提出

足利市長 早川尚秀

記

- 1 契約の目的 足利市斎場待合棟2・式場棟建設工事（建築工事）
- 2 契約の方法 事後審査型条件付き一般競争入札（総合評価落札方式）
- 3 契約金額 465,410,000円
- 4 契約の相手方 岩澤・楯特定建設工事共同企業体

足利市久保田町564番地1

代表者 岩澤建設株式会社

代表取締役社長 岩澤理夫

足利市花園町66番地

構成員 株式会社楯建設

代表取締役社長 蓼沼法彦

工事請負契約の変更について

次のとおり足利市斎場火葬棟・待合棟1建設工事（建築工事）の工事請負契約の変更契約を締結する。

令和5年8月30日提出

足利市長 早川尚秀

記

請負契約金額 1,280,015,000円

工事請負契約の変更について

次のとおり足利市斎場火葬棟・待合棟1建設工事（電気設備工事）の工事請負契約の変更契約を締結する。

令和5年8月30日提出

足利市長 早川尚秀

記

請負契約金額 286,088,000円

令和5年度足利市一般会計補正予算（第4号）について

次のとおり定める。

令和5年8月30日提出

足利市長 早川尚秀

令和5年度足利市一般会計補正予算（第4号）

令和5年度足利市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ676,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56,894,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（単位千円）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
70 繰入金		1,535,945	600,000	2,135,945
	10 基金繰入金	1,535,945	600,000	2,135,945
75 繰越金		300,000	73,637	373,637
	10 繰越金	300,000	73,637	373,637
80 諸収入		4,406,126	2,363	4,408,489
	30 雑入	436,116	2,363	438,479
歳入合計		56,218,000	676,000	56,894,000

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
15 総務費		3,801,513	668,000	4,469,513
	10 総務管理費	2,588,545	668,000	3,256,545
45 土木費		6,391,884	1,936	6,393,820
	30 住宅費	499,817	1,936	501,753
50 消防費		1,858,807	6,064	1,864,871
	10 消防費	1,858,807	6,064	1,864,871
歳出合計		56,218,000	676,000	56,894,000

足利市火災予防条例の改正について

次のとおり改正する。

令和5年8月30日提出

足利市長 早川尚秀

足利市火災予防条例の一部を改正する条例

足利市火災予防条例（平成2年足利市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第3号の2中「キュービクル式のものにあっては、建築物等」を「建築物等」に改める。

第11条の2第1項第2号中「きょう体」を「筐体」に改め、同項第4号中「雨水等」を「その筐体は雨水等」に改める。

第13条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあっては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第13条第3項を次のように改める。

- 3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第13条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第11条の2第1項第4号」に改める。

第44条第13号中「蓄電池設備」の次に「（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）」を加え、同条第15号中「充填する」を「充填する」に

改める。

別表第3 厨房設備の項を次のように改める。

厨房設備	気体燃料以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14	100	15	15	15	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
			据置型レンジ	21	100	15	15	15	
		開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14	80	0	—	0	
			据置型レンジ	21	80	0	—	0	
	固体燃料以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50	
			炭火焼き器	—	80	30	—	30	
	上記に分類されないもの	使用温度が800℃以上のもの		—	250	200	300	200	
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの		—	150	100	200	100	
		使用温度が300℃未満のもの		—	100	50	100	50	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の足利市火災予防条例（以下「新条例」という。）

第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないもの（以下「新該当蓄電池設備」という。）については、当該規定は、適用しない。

- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（新該当蓄電池設備を除く。）のうち、同項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（新該当蓄電池設備を除く。）のうち、新条例第11条第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和5年度足利市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算
（第1号）について

次のとおり定める。

令和5年8月30日提出

足利市長 早川尚秀

令和5年度足利市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）

令和5年度足利市の介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ310,400千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,484,400千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（単位千円）

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
45 繰越金		1	310,400	310,401
	10 繰越金	1	310,400	310,401
歳入合計		14,174,000	310,400	14,484,400

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
35 諸支出金		6,849	310,400	317,249
	10 償還金及び還付加算金	6,849	310,400	317,249
歳出合計		14,174,000	310,400	14,484,400

足利市斎場条例の制定について

次のとおり制定する。

令和5年8月30日提出

足利市長 早川尚秀

足利市斎場条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項及び墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）の規定に基づき、火葬、葬儀その他これらに類する行事を行うため、足利市斎場（以下「斎場」という。）を設置する。

(位置)

第2条 斎場の位置は、足利市新山町12番地3とする。

(指定管理者による管理)

第3条 斎場の管理は、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 火葬に関する業務
- (2) 斎場の施設及び設備（以下「施設等」という。）の使用の許可に関する業務
- (3) 斎場の施設等の使用料の収納に関する業務
- (4) 斎場の施設等の維持及び管理に関する業務のうち市長が定めるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、斎場の管理に関する業務（市長のみの権限に属するものを除く。）

(使用時間)

第5条 斎場の使用時間は、午前8時45分から午後5時15分までとする。ただし、指定管理者は、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(休場日)

第6条 斎場の休場日は、1月1日及び1月2日とする。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(使用の許可)

第7条 斎場の施設等を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 施設等を破損するおそれがあると認めるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、施設等の管理上支障があると認めるとき。

3 指定管理者は、施設等の管理上必要があると認めるときは、第1項の規定による許可に条件を付することができる。

(使用の制限)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可の内容を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる。

(1) 施設等を使用する者（以下「使用者」という。）が許可を受けた使用の目的に違反したとき。

(2) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。

(3) 使用者が偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

(4) 天災地変その他の避けることのできない理由又は公益上の理由により必要があると認めるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、施設等の管理上特に必要と認めるとき。

2 指定管理者は、その責めに帰さない理由により、許可した事項を変更し、又は

許可を取り消し、若しくは使用の中止を命じた場合において、使用者に損害が生じても、その賠償の責めを負わないものとする。

(使用料の納入)

第9条 使用者は、指定管理者に施設等の使用料（以下単に「使用料」という。）を前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認めるときは、この限りでない。

2 使用料の額は、別表に定める額とする。

(使用料の減免等)

第10条 市長は、規則で定める事由に該当するときは、使用料を減免し、又は既に納入された使用料を還付することができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第11条 使用者は、施設等の使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(行為の禁止)

第12条 斎場においては、市長の許可を受けないで次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。

(2) 業として写真又は映画を撮影すること。

(3) 興行を行うこと。

2 第7条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、その使用が終わったとき又は第8条第1項の規定により許可を取り消され、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、その使用した施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第14条 使用者は、施設等を破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(市長による管理)

第15条 市長は、斎場の管理を行わせる指定管理者を指定する暇がないときその他やむを得ないときは、第3条及び第4条の規定にかかわらず、その管理を行う。

2 前項の場合においては、第5条中「指定管理者は、市長の承認を得て」とあるのは、「市長は、必要があると認めるときは」とし、第6条中「市長の承認を得たときは、この限りでない」とあるのは、「市長は、必要があると認めるときは、臨時に開場し、又は休場することができる」とし、第7条から第9条まで及び第13条中「指定管理者」とあるのは、「市長」とする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

(準備行為)

2 第3条の規定による指定に関し必要な行為、施設等の使用に関し必要な手続及び申請その他の準備行為は、施行日前においても、この条例の規定の例により行うことができる。

(足利市斎場条例の廃止)

3 足利市斎場条例（昭和51年足利市条例第36号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

4 施行日前に前項の規定による廃止前の旧条例の規定によりなされた処分、手続

その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

- 5 施行日前の第3項の規定による廃止前の旧条例の規定による施設等の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表（第9条関係）

施設の名 称	種別	単位	使用料	
			本市住民	本市住民以外
火葬室	13歳以上の遺体	1体	無料	20,000円
	13歳未満の遺体	1体	無料	13,000円
	死産児	1体	無料	8,000円
	手術肢体及び胞衣汚物	1個	無料	
待合室	第1待合室	1回（2時間）	4,200円	8,400円
		1回（3時間）	6,300円	12,600円
	第2待合室	1回（2時間）	4,200円	8,400円
	第3待合室	1回（2時間）	4,200円	8,400円
	第4待合室	1回（2時間）	4,200円	8,400円
	第5待合室	1回（2時間）	4,200円	8,400円

備考

- 1 使用料は、消費税及び地方消費税を含む。
- 2 本市住民とは、死亡者又は申請者（葬儀等を執行する者をいう。）が申請時（死亡者にあつては、死亡した日）において本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。
- 3 本市住民以外とは、前項に規定する者以外の者をいう。
- 4 待合室の使用において、使用時間を超過したときは、超過時間1時間（1時間に満たない端数は、これを1時間とする。）につき、規定使用料の1時間相当額を徴収する。

令和4年度足利市一般会計決算について

別冊のとおり認定に付する。

令和5年8月30日提出

足利市長 早川尚秀

令和4年度足利市介護保険特別会計（保険事業勘定）決算について

別冊のとおり認定に付する。

令和5年8月30日提出

足利市長 早川尚秀

令和4年度足利市国民健康保険特別会計（事業勘定）決算について

別冊のとおり認定に付する。

令和5年8月30日提出

足利市長 早川尚秀

令和4年度足利市後期高齢者医療特別会計決算について

別冊のとおり認定に付する。

令和5年8月30日提出

足利市長 早川尚秀

令和4年度足利市太陽光発電事業特別会計決算について

別冊のとおり認定に付する。

令和5年8月30日提出

足利市長 早川尚秀

令和4年度足利市（仮称）あがた駅北産業団地開発事業特別会計
決算について

別冊のとおり認定に付する。

令和5年8月30日提出

足利市長 早川尚秀

令和4年度足利市水道事業会計利益の処分及び決算について

別冊のとおり利益を処分し、決算を認定に付する。

令和5年8月30日提出

足利市長 早川尚秀

令和4年度足利市工業用水道事業会計利益の処分及び決算について

別冊のとおり利益を処分し、決算を認定に付する。

令和5年8月30日提出

足利市長 早川尚秀

令和4年度足利市下水道事業会計利益の処分及び決算について

別冊のとおり利益を処分し、決算を認定に付する。

令和5年8月30日提出

足利市長 早川尚秀

市長専決処分事項報告について

次のとおり専決処分したので報告する。

令和5年8月30日提出

足利市長 早川尚秀

工事請負契約の変更に関する専決処分書

令和4年第3回市議会定例会において議案第44号として議決を経た足利市斎場火葬棟・待合棟1建設工事（機械設備工事）の工事請負契約の変更については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年8月4日

足利市長 早川尚秀

記

契約金額 247,005,000円

令和4年度足利市土地開発公社の経営状況を説明する書類について

別冊のとおり提出する。

令和5年8月30日提出

足利市長 早川 尚 秀

令和4年度公益財団法人足利市みどりと文化・スポーツ財団の経営
状況を説明する書類について

別冊のとおり提出する。

令和5年8月30日提出

足利市長 早川尚秀

令和4年度公益財団法人足利市民文化財団の経営状況を説明する
書類について

別冊のとおり提出する。

令和5年8月30日提出

足利市長 早川尚秀

令和4年度公益財団法人栃木県南地域地場産業振興センターの経営
状況を説明する書類について

別冊のとおり提出する。

令和5年8月30日提出

足利市長 早川尚秀